

## 回答兼刷還使

金光哲

はじめに

- 一 秀吉の朝鮮侵略前、対馬の偽使「日本国王使」の派遣
  - 1 降伏・帰服・服従の集約語としての「御礼」とその思想
  - 2 対馬の偽使「日本国王使」の実相
- 二 慶長十年の「探賊使」派遣
  - 1 家康の慶長四年「講話発議説」の検討とその否定
  - 2 慶長十年の「探賊使」
- 三 慶長十二年と元和三年の回答兼刷還使
  - 1 慶長十二年の回答兼刷還使の問題点
  - 2 元和三年の回答兼刷還使と「王字」問題

キーワード：江戸時代の日朝関係、回答兼刷還使

はじめに

豊臣秀吉の朝鮮侵略の終結以降、慶長十二年（一六〇七）の回答兼刷還使派遣までの朝鮮・日本関係については、拙稿「朝鮮使節—回答兼刷還使前夜—<sup>(1)</sup>」を発表し、次の二点を否定した。第一点は、家康の慶長四年（一五九九）の講和「先意」説を否定し、家康の「出兵発言」の存在を指摘した。第二点は、家康書簡の「先

書」説を否定し、「御礼」が降伏・帰服の表現であることを明らかにした。

本稿では、回答兼刷還使の派遣前夜を改めて詳述し、三次にわたる回答兼刷還使の問題点を検討する。

### 一 秀吉の朝鮮侵略前、対馬の偽使「日本国王使」の派遣

#### 1 降伏・帰服・服従の集約語としての「御礼」とその思想

秀吉は、天正十四年（一五八六）六月十六日付「朱印状<sup>(2)</sup>」で、「高麗国へ被<sub>レ</sub>遣御人数成次第、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候間、其砌忠節可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候」と、朝鮮への侵略を対馬の宗義調に命令した。翌年の島津平定後、五月四日付「朱印状<sup>(3)</sup>」でも、重ねて同様の命令をした。また秀吉は、同年五月二十九日の北政所宛書状<sup>(4)</sup>で、  
……又高麗<sup>(王カ)</sup>のほうまで、日本の大<sup>(内取)</sup>りゑ出仕可<sub>レ</sub>申よし、早船をしたて申つかはせ候。出仕不<sub>レ</sub>申候はば、来年成取可<sub>レ</sub>申よし申つかはせ候。唐国まで手に入れ、我等一期のうちに申つく可候。……（妙満寺文書）  
と、対馬に「出仕可<sub>レ</sub>申よし」を命令したこと

(1)『史学論集—仏教大学文学部史学科創設三十周年記念—』（仏教大学文学部史学科創設三十周年記念刊行会、1999年）。

(2)(3)(4)(5)武田勝蔵「伯爵宗家所蔵豊公文書と朝鮮陣」、『史学』四—三、慶応大学、1925年、76~87頁）による。「妙満寺文書」は、一部仮名を漢字で表記した。

を伝えている。

秀吉は、天正十五年六月十五日付「朱印状<sup>(6)</sup>」で、

（朝鮮）国王至日域於参洛者、諸篇可、  
為如先規候。若遲滯有之者、即時渡海  
被仰出可被加御誅罰候。

と、朝鮮国王の「参洛」実現を命令し、拒否の場合は「誅罰」するとした。

これらの「出仕」「参洛」や「上洛」の語は、「降伏」「帰服」「服属」と同義語であった。当時秀吉は、徳川家康をして、家康の娘婿・北条氏直とその父・氏政への支配をねらっていた。家康は、天正十五年（一五八七）六月二十一日、氏政・氏直父子へ送った「起請文<sup>(6)</sup>」において、

一、今月中、以兄弟衆京都へ御礼可被  
申上事。

一、出仕之儀、於無納得者、家康娘可  
返給事。

と娘との離縁をちらつかせ、北条一族の「京都へ御礼」、秀吉への服従を督促した。

秀吉は天正十七年（一五八九）十一月二十四日、氏直へ「朱印状<sup>(7)</sup>」（宣戦布告状）を送り、北条氏について、「近年蔑公儀不能上洛」（第一条）という状態であったが、氏政が、「可致出仕」と「一札進上」（第三条）したので、第四条で「可罷上と被思食候處」、逆に「名胡桃」城を奪った（第四条）と非難した。

そして第五条で、「所詮、普天下逆勅命輩、早不、可、不、加、誅伐。来歳、必携、節旗、令、進、発」と宣戦布告し、「可、刎、氏直首、事、不、可、廻、踵者也」と脅迫した。

起草者の西笑承兌は、『日用集<sup>(8)</sup>』天正十七年十一月廿三日条で、

関東北条氏政令上洛御礼可申之旨申入。  
今度差上使者。又、氏政者無上洛。故、  
殿下御逆鱗。

としたように、氏政は「上洛」を拒否し、秀吉は逆鱗して攻撃を命令した。

天正十八年七月、「上洛」を拒否した氏政・氏照兄弟に切腹を命じた。武家伝奏<sup>(9)</sup>・勸修寺晴豊の『晴豊記<sup>(9)</sup>』七月十六日条に、

北条首、おとむつのかみ首、のぼり申候。  
とあり、奈良興福寺の子院、多聞院主・長実房英俊の『多聞院日記<sup>(10)</sup>』七月廿六日条に、

父ノ氏正<sup>(改)</sup>・弟奥州ノ守ハ生害。則、益以前  
ニ首二ツ、京へ上了。

とあるように、首は京に運ばれ、「洛之戻橋<sup>(11)</sup>」（一条堀川橋<sup>(12)</sup>）にさらされた。

このように、「御礼」の語は、「出仕」「参洛」「上洛」の語の集約語として、一方からは「服属の要求」として、他方からは「服属の表明」として機能し、その拒否は、「抹殺」と同義語として機能した。

秀吉の朝鮮国王の「出仕」「参洛」命令に、対馬は次のように対応した。まず、天正十五年九月、『懲毖録<sup>(13)</sup>』巻之一に、「日本国使橋康広、以其国王平秀吉書来」とあるように、「日本国王使」を派遣した。『宣祖修正実録』宣祖二十年（天正十五年）九月条によれば、「求通信」と「通信使」の派遣を求めた。この時の「国王書」は「書辞甚倨」で、「天下帰朕一握」の語があった。朝鮮政府は「水路迷昧」を理由に、

(6) 中村孝也著『徳川家康文書の研究』上巻（日本学術振興会、1958年）721頁。

(7) 注(6)、前掲書751～753頁。

(8) 『鹿苑日録』第二巻（統群書類従完成会、1991年）339頁。

(9) 『晴右記・晴豊記』（増補 史料大成、臨川書店）。

(10) 『多聞院日記』四（増補 史料大成、臨川書店）。

(11) 『太閤記』巻十二（『新日本古典文学大成』、岩波書店）338頁。

(12) 『壘囊抄』巻第三（覆刻 日本古典全集、現代思潮社）122頁。

(13) 『懲毖録』（玄岩新書、玄岩社、1975年、ソウル）。

「通信使」派遣要求を拒否した。

豊臣秀吉は、天正十七年三月廿八日付「朱印状<sup>(14)</sup>」で対馬守に対し、「国王参洛之儀、可<sub>レ</sub>相急事肝要候」として、「当夏中」の「国王令<sub>レ</sub>同心可<sub>レ</sub>罷上<sub>レ</sub>候」と命令した。対馬は六月、博多の聖福寺の僧・景轍玄蘇を正使とし、宗対馬守を副使とする「日本国王使」を派遣し、「以<sub>レ</sub>通信一事委来」（宣祖二十二年六月乙巳条）と称した。

結局、正使を黄允吉、副使を金誠一とする朝鮮通信使一行は、宣祖二十三年＝天正十八年三月に出発した。秀吉宛の「朝鮮国王書<sup>(15)</sup>」に、  
遠伝、大王一<sub>レ</sub>統六十餘州。……遣<sub>レ</sub>黄允吉・金誠一・許箴之三使。以<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>賀辞。とあるように、秀吉の「全国统一」の祝賀を名目とするものであった。

『多聞院日記』八月廿六日条に、「高麗・南蠻ヨリモ御礼ノ使罷越、京堺ニ逗留了」とあり、『晴豊記』十一月五日条に「明日、狛人殿下御礼申候」、六日条に「降により、狛人礼延引申候也」、七日条に「今日狛人、関白所へ初て礼ニ参候」とあるように、十一月七日に聚楽第<sup>(16)</sup>に入った「通信使」一行を「帰服」の使者として理解していた。

これは、秀吉らの「錯覚」でも「独断」でもなかった。対馬と小西行長が、秀吉に「帰服」と報告した結果であった。朝鮮の僧・惟政（松雲大師）と加藤清正は、宣祖三十年＝慶長二年（一五九七）三月十八～九日の両日<sup>(17)</sup>、清正の

陣中で会見をした。その時の筆談を記した『朝鮮松雲与清正問答<sup>(17)</sup>』によれば、

先問。八年之前庚寅歳、自<sub>レ</sub>朝鮮<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>使者於日本。是、非<sub>レ</sub>帰服<sub>レ</sub>而何乎。

と、天正十八年の朝鮮使節について、「非<sub>レ</sub>帰服<sub>レ</sub>而何乎」とする清正の質問に対し、松雲大師は、  
松雲答云。庚寅歳、送<sub>レ</sub>於日本<sub>レ</sub>者、只是交隣通信相好而已矣。非<sub>レ</sub>帰服<sub>レ</sub>也。

と、「非<sub>レ</sub>帰服<sub>レ</sub>也」と答えている。

また、清正の、

問云。其時、或人奏<sub>レ</sub>太閤殿下<sub>レ</sub>云。朝鮮帰<sub>レ</sub>服于日本<sub>レ</sub>矣。此<sub>レ</sub>豈<sub>レ</sub>偽乎。

とする質問に、松雲大師は、

松雲答云。此時、対馬島守与行長所<sub>レ</sub>奏偽也。……非<sub>レ</sub>実語<sub>レ</sub>也。

とあるように、対馬と小西行長が、秀吉に「帰服」と虚偽の報告をしたものであった。秀吉はその虚偽報告によって、「服属」の「閣下<sup>(18)</sup>」（朝鮮国王）に、「大明国」への「先駆」を命令したのである。

文禄元年（一五九二）、宗対馬守が細川幽斎に送った歌<sup>(19)</sup>に、

天か下 なびき従ふ 大君に  
はこふ御調を すゝむ高麗人

があり、幽斎の返しに、

君が代に 高麗もろこしも へたてなく  
はこふ心や 御調なるらん

とあって、宗対馬守にとって侵略は、朝鮮支配の「千載一遇」として理解したのであった。

(14)注(2)、武田論文、93頁。

(15)『統善隣国宝記』（『統群書類従』第三十輯）403頁。

(16)『宣祖実録』宣祖三十年三月庚申条。

(17)鳳鳴・青山文庫蔵（兵庫県立篠山鳳鳴高等学校）。『宣祖実録』宣祖三十年（1597）三月庚申条によれば、清正は、「此後、所<sub>レ</sub>論則宜<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>朝鮮紙<sub>レ</sub>書而印<sub>レ</sub>之」と要求しており、この結果、この筆談は日本で流布したものであろう。『中外経緯伝』第六（改定『史籍集覧』

第十冊、臨川書店）に、「朝鮮松雲贈<sub>レ</sub>清正<sub>レ</sub>書」として、『昆陽漫録』巻之三（『日本随筆大成』第一期・第二十巻、吉川弘文館）に、「松雲與<sub>レ</sub>清正<sub>レ</sub>書」として、『朝鮮松雲与清正問答』の松雲の部分引用している。

(18)注(15)、『統善隣国宝記』404頁。

(19)辻善之助著『日本文化史』第四巻（春秋社、1970年）349頁。

文禄元年四月十四日（日本曆十三日）、小西行長・宗対馬守の第一軍は釜山ふせんに上陸し、『吉野日記（吉野甚五左衛門覚書<sup>(20)</sup>）』に、

卯の刻に船を付。即時に城へせめかゝり、敵は……家のはざまや、床の下。隠れかたなき者ともは、東の門にゆきたゝみ、みな手をあはせてひざまづき、聞もならはぬから言、「まのう〜」と云事は、助よとこそ聞へけれ。夫をも味方聞付す。斬りつけ、討ちすて、踏み殺し、是を（平）いくさがみの血祭と、女男も犬猫も、みな斬りすてゝ、斬り首は三万程とそ見へにけり。

とあり、

助けたまへと手を合、おめき叫ふと聞へしも、かくやあらんと思ひけん。夫は冥土の物語り、今現在に見る事は、我こそ鬼にて恐ろしや。

と、吉野自身「我こそ鬼」とするほどの大虐殺を行なった。天荊の『西征日記<sup>(21)</sup>』によれば、翌日、東萊城で三千餘級を「斬首」した。天荊はこの日記で、「鮮軍」「鮮兵」「鮮人」「鮮民」「鮮女」の語を造語した。

文禄二年六月、慶尚道晋州城が陥落した。斬り取った晋州牧司らの「大将ノ首」は、名護屋城の秀吉のもとに送られ（『多聞院日記』七月十九日条）、秀吉の「都に登せ、大路を渡されよ」（『征韓録<sup>(22)</sup>』卷之三、「牧司首名護屋城に渡る事」）との命令で、京都に送られた。

『時慶卿記』（西本願寺蔵）七月廿日条に、赤国（キタ）口頭、京着ト也。

とあり、また、『立入左京亮入道隆佐記<sup>(23)</sup>（立入宗継記）』に、

大将分者共四人討捕首、京着候て、聚楽かや木橋に首を被<sub>レ</sub>相懸<sub>レ</sub>候。

とあるように、晋州牧司らの首を京の「聚楽かや木橋」にさらした。

これは、「御礼」拒否への回答として、北条氏政・氏照兄弟への仕打と同一の思考方式上に存在するものである。

## 2 対馬の偽使「日本国王使」の実相

対馬の「偽書」を指摘したのは、姜沆であった。『看羊録<sup>(24)</sup>』の「賊中封疏」に、

及<sub>レ</sub>臣被<sub>レ</sub>俘来<sub>レ</sub>倭中<sub>レ</sub>。因<sub>レ</sub>倭僧<sub>レ</sub>細聞、平時之所謂倭使者、皆馬島主所<sub>レ</sub>送私人。所謂倭国書、皆馬島主所<sub>レ</sub>撰偽書。

と、「国王使」は対馬の「所<sub>レ</sub>送私人」であり、「国書」は対馬の「所<sub>レ</sub>撰偽書」であると看破した。

著者の姜沆は、慶長二年（一五九七）九月二十三日、藤堂高虎の水軍に海上で拉致され、伊予大州に抑留された。翌年五月、逃亡に失敗し、六月に京の伏見に移送された。慶長五年二月に釈放、四月二日に伏見を出発、五月十九日に釜山に到着している。この「賊中封疏」は、

己亥（慶長四年）在<sub>レ</sub>伏見城<sub>レ</sub>時、封<sub>レ</sub>付王建功<sub>レ</sub>者一本也。……王建功所<sub>レ</sub>賚本、独達<sub>レ</sub>于朝<sub>レ</sub>。……疏下<sub>レ</sub>于備辺司<sub>レ</sub>。

とあるように、伏見抑留中に朝鮮朝廷に報告されたものである。

天正十七年六月の「日本国王使」は、景轍玄蘇を正使とするものであったが、玄蘇の「日本国王使」は他に、次の四回を確認できる。

〔 〕は『李朝実録』の記録期間)

(20) 『統群書類従』第二十輯下、379～380頁。一部仮名を漢字で表記した。

(21) 『統々群書類従』第四、677～683頁。

(22) 『島津史料集』（第二期『戦国史料叢書』、人物往来

社、1966年）203頁。

(23) 『統群書類従』第二十輯上、370頁。

(24) 『海行摠載』第二輯（民族文化推進会、ソウル）。

- ① 日本国王使臣上官僧天富東堂・副官僧景轍西堂。

[明宗十一年=弘治二年(一五五六)十月癸卯条~明宗十二年二月壬寅条]

- ② 日本国王使臣景轍東堂。

[明宗十七年=永祿五年(一五六二)十一月乙酉条~明宗十八年九月癸卯条]

- ③ 日本国使臣景轍東堂。

[明宗二十年=永祿八年(一五六五)三月壬子条]

- ④ 日本国使玄蘇・平調信。

[宣祖十三年=天正八年(一五八〇)十二月庚辰条~宣祖十四年三月己丑条]

④の天正八年の「日本国王使」については、『宣祖実録』宣祖十三年十二月庚辰条に、

日本国使玄蘇・平調信等来聘。欲<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>我朝<sub>ニ</sub>通<sub>シ</sub>貢皇朝<sub>ニ</sub>。而辞語悖逆。朝廷却<sub>レ</sub>之。とあって、対馬は明との「通貢」の仲介を朝鮮に希望し、「辞語悖逆」のため断られている。

ところで、この「国王使」については、宗家文書「天正八年国次印官之引付<sup>(25)</sup>」に、

八月廿一日

国王殿之御印<sup>(印)</sup>推申候

上官宗像<sup>(宗像)</sup>蘇西堂 船頭川柳<sup>(船頭)</sup>権介方

とあって、対馬偽造の「国王殿之御印」を使用したものであった。

二十五日には、「国王殿之注進之短書」が作成されており、このことから、①~③の「日本国王使」ばかりか、天正十五年と十七年の「日本国王使」も、この「偽造印」の使用であることが判明する。

対馬の偽使「日本国王使」の派遣開始は、文

龜元年(一五〇一)からであった。『燕山君日記』燕山君七年=文龜元年八月乙亥条に、「王接<sub>レ</sub>見日本国使臣弼中等于仁政殿<sub>ニ</sub>」とあり、『中宗実録』中宗六年=永正八年(一五一一)四月壬辰条にも、「倭人弼中、自言<sub>レ</sub>日本国使臣<sub>ニ</sub>。遣<sub>レ</sub>人致<sub>レ</sub>書契<sub>ニ</sub>求<sub>レ</sub>和」と、「国王使臣弼中」の記事がある。

とくに五月癸亥条には、「去辛酉年(一五〇一)」の弼中について、「倨慢無礼。不<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>饋餉<sub>ニ</sub>」であったとし、「以<sub>レ</sub>兵禍<sub>ニ</sub>恐嚇」の事実まで指摘した。ただ今回は、「恭順卑伏」であったという。

弼中が「恭順卑伏」である理由があった。前年の一五〇一年四月に、三浦(熊川の齋浦・東萊の釜山浦・蔚山の塩浦)の「恒居倭人」の反乱時には、対馬は主導的役割を果たした。このため、朝鮮側は鎮圧後、対馬との通交を完全に絶った。朝鮮に全的に経済依存していた対馬は窮地にたった。そのため、弼中は対馬の現状復帰の任務を帯びて渡航していた、という事情があった。対馬は、弼中を足利幕府の使者に仕立て、「日本国大内殿書契」(五月己巳条)をも偽造し、派遣したのであった。

しかし弼中は、「扶桑殿下、及大内殿之意」(六月戊子条)を強調する一方で、「若<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>対馬島事<sub>ニ</sub>」(五月癸亥条)と、対馬とは関係のないかのように振舞った。しかし、すでに指摘<sup>(26)</sup>されているように、この使者が宗家文書『宗左衛門大夫覚書<sup>(27)</sup>』に、「わゆの御所丸ハ、同卯月八月に御はしり候」とあり、また、「同九月廿一日之日、上官人・船頭殿御船二そうともに、わにのうらへ御着候」と、対馬の鰐の浦に到着したように、「対馬で準備されて往来」

(25)『朝鮮送使国次之書契覚』(田中健夫著『対外関係と文化交流』、思文閣、1982年)579頁。

(26)中村栄孝「十六世紀朝鮮の対日約定更定」(同氏著

『日鮮関係詞の研究』下、吉川弘文館、1969年)113~135頁。

(27)注(25)・550~552頁。

した偽使であった。

朝鮮側は、「国王使」が対馬の偽使と認識していた。たとえば、中宗二十年＝大永五年（一五二五）四月に、「日本国王使」景林東堂が来たが、領議政・南袞はこの「日本使臣」について、「無<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>対馬島主之謀<sub>レ</sub>也」（中宗二十年四月丁巳条）と断言した。六月に入ると「大内殿使臣」も来たが、これについても、

漂流人・金必等言、前日及今之称、為<sub>レ</sub>日本国及大内殿使臣<sub>レ</sub>者、皆非<sub>レ</sub>本地之人<sub>レ</sub>。

皆是、対馬島等處人詐称而来者也。（七月庚申条）

と、指摘していた。それでも、朝鮮側は使節を受け入れつづけた。

さて、『明宗実録』の明宗六年＝天文二十年（一五五一）十月辛未条に、「引<sub>レ</sub>見日本国大内殿使上官・僧梵怡西堂等<sub>レ</sub>」とある記事は、翌年の「頃者、日本国王使副官。或為<sub>レ</sub>大内殿上官<sub>レ</sub>。或為<sub>レ</sub>畠山殿上官<sub>レ</sub>而来」（明宗七年六月己卯条）と関連記事であるが、大内義隆は天文二十年九月一日、家臣・陶晴賢の謀反にあい自害していた。

また甥・義長も、毛利元就の攻撃を受け、弘治三年（一五五七）に自害しており、大内氏は完全に滅亡していた。したがって、一五五一年十月の「大内殿使」は存在せず、これまた、対馬による偽使派遣記事であった。

「大内氏」は元来、畠山・小忒・京極氏らと同じく、「巨酋」として「日本国王使」に待つ待遇を受けていた。とくに大内氏には、銅製の「通信符」の半印（右符）が与えられていて、これは、毛利博物館（山口県防府市）に現存している。

ところが最近、宗家蔵の二十三個の「図書」、

十四個（十種）の「木印」の存在が発表<sup>(28)</sup>されたが、本稿と関連して注目されるのが、四個の「徳有隣」印、二個の「通信符」の半印「右符」と、それに一個の「為政以德」印の合計七個の「木印」である。宗家文書「天正十年国次記録」三月廿三日条に、「大内丸吹拳」とあり、「天正十年国次記録<sup>(29)</sup>」九月廿一日条に、「大内丸」とあって、天正十年（一五八二）の段階でも、対馬偽造の「通信符」を捺印した偽使「大内氏」を派遣していた。

天正十八年（一五九〇）の正使黄允吉・副使金誠一・書状官許茂の通信使一行は、四月二十七日釜山を出発し、七月二十一日、京の大徳寺へ入った。副使金誠一（鶴峯）の『海槎録<sup>(30)</sup>』四の「与<sub>レ</sub>対馬主上副官<sub>レ</sub>書」によれば、この使節は、「京極・細川等六殿」や「周防之大内、西海之小<sub>二</sub>殿<sup>(31)</sup>」への「礼物」を携えていた。

しかし、先導の玄蘇ら対馬は、ニセの「代職者」に「礼物」を受け取らせ、「諸殿」の滅亡の事実を隠蔽した。『海槎録』四の「擬重答<sub>レ</sub>上副官対馬島主<sub>レ</sub>書」によれば、「過境之時、不<sub>レ</sub>馳<sub>レ</sub>一介之使者<sub>レ</sub>」と、一人の使者も出現しなかった。不信を抱いて京にのぼったが、「与<sub>レ</sub>対馬主上副官<sub>レ</sub>書」によれば、そこで「諸殿無<sub>レ</sub>一人存者<sub>レ</sub>」の事実が暴露されている。また「在都之日、諸僧皆言<sub>レ</sub>二殿亡滅已久<sub>レ</sub>」という消息に接している。

帰路の「赤間関」でも、

寺僧及村老皆曰、大内殿義隆四十年前為<sub>レ</sub>毛利殿<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>殺。子孫亦皆夷滅。今主<sub>レ</sub>周防・長門・石見等七州<sub>レ</sub>者、毛利之孫晃元也。至<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>小<sub>二</sub>殿<sub>レ</sub>、則得<sub>レ</sub>罪於関白<sub>レ</sub>其亡亦有<sub>レ</sub>年代<sub>レ</sub>。守<sub>レ</sub>其地<sub>レ</sub>者、及小早川隆景也云々。

とする事実を確認しており、「藍島」での伝聞

(28) 田代和生・米谷均「宗家旧蔵『図書』と木印」（『朝鮮学報』第百五十六輯、朝鮮学会、1995年）77～88頁。

(29) 注(25)・551・616頁。

(30) 『海行摠載』第一輯。

も、赤間関での伝聞とも「無異」だった。

「擬重答<sub>上</sub>副官<sub>対馬島主</sub>書」によれば、玄蘇は、「夫、輝元之代<sub>大内</sub>、隆景之代<sub>小二</sub>」とし、

輝元・隆景、二殿之同姓也。輝元則食<sub>邑</sub>毛利、隆景則移<sub>居</sub>小早川。故、人以<sub>是</sub>称<sub>之</sub>云々。

とするように、毛利輝元は大内氏と、小早川隆景は小武氏と「同姓」とする強弁を行い、金誠一から五つの反駁を受けている。

大阪の堺で、大内氏と小武氏の「二殿之書」(「与<sub>対馬島主上副官</sub>書」)が届けられたが、金誠一は「一筆所<sub>レ</sub>写也。二殿摠<sub>統</sub>方面<sub>豈無</sub>写手<sub>而借</sub>書<sub>於堺浜</sub>乎。此又必無<sub>之</sub>事也」と、ニセの書であることを見破り、

使臣亦奉<sub>命</sub>于我朝<sub>以</sub>通信<sub>為</sub>職。何敢悶默受<sub>偽書</sub>、以誑<sub>我</sub>殿下<sub>乎</sub>。

と、指摘した。

金誠一はまた、「両国和親、只在<sub>於</sub>信義二字<sub>而已</sub>」(「擬答<sub>対馬島主</sub>書」)とし、「重<sub>交隣</sub>之義」るため通信使を派遣したとするが、「信義」とか「交隣之義」は、朝鮮封建王朝の自己満足の観念の世界の所産であって、したたかな対馬にとっては、歴史的に、朝鮮側の自己満足を充足させつつ、自己目的を達成させるための利用の対象でしかなかった。

## 二 慶長十年の「探賊使」派遣

### 1 家康の慶長四年「講話発議説」の検討とその否定

慶長三年(一五九八)八月十八日、豊臣秀吉が死去し、十一月二十日の島津軍勢の撤兵でもっ

て、侵略軍は完全に朝鮮から撤退した。ところで、はやくも慶長四年には、家康が朝鮮との関係構築を対馬に指示した、という主張がある。

姜在彦氏は、「室町・江戸時代の善隣関係<sup>(31)</sup>」において、「(家康は)すでに一五九九年、つまり朝鮮から日本軍を引き上げた翌年、宗義智に朝鮮との和親回復の意図を伝えている」としている。

拙稿「朝鮮使節—回答兼刷還前夜—」において、慶長四年・六年・七年の家康「発議説」について検討したので、本稿の性質上、慶長四年に限定して整理する。対馬藩の松浦允任(霞沼)が享保十年(一七二五)に撰した『朝鮮通交大紀<sup>(32)</sup>』巻之四に、

㊦ 慶長四年、……東照神君兩國和好の事を、公及柳川調信に命して仰有しは、「通交は兩國の為なり。太閤一乱の後、其道絶たり。先、内々書を遣し尋ね試<sub>ミ</sub>、合点すへきの意あらハ、公儀よりの命ともふすへし」となり。

とあり、割注に、「按に、此の一段、方長老の記に見たり」とする。

この「方長老の記」とは、中村栄孝著『日鮮関係史の研究<sup>(33)</sup>中』によれば、景轍玄蘇の弟子、規伯玄方(方長老)著の『太閤秀吉朝鮮征討起本』五巻のことで、方長老が明暦三年～元禄五年(一六五七～九二)間に対馬守であった三代義真に、「被<sub>調進</sub>候御書物」であった。

このうち、外題を「家康公命和睦次第、并信使来朝事」とし、内題を「内府家康尊公日本朝鮮和睦之次第」(以下、「和睦次第」とする)巻の序説に、

㊦ 日本主君家康公、嶋主義智及柳川調信ニ

(31)『季刊 三千里』第三七号(三千里社、1984年)34頁。

(32)田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』(名著出

版、1978年)147頁。

(33)『日鮮関係史の研究』中(吉川弘文館、1969年)75頁、82頁注①、478～482頁。

命<sup>ジテ</sup>曰ク、「日本・朝鮮和交ノ事、古来ノ道也。然ルヲ、太閤一乱ノ後其道絶シヌ。通好ハ互ニ両国ノ為也。先ツ、対馬ヨリ内々書ヲ遣シ尋ネ試ミ、合点スヘキ意アラハ、公儀ヨリノ命ト申スヘシ」トアルホトニ、対馬ヨリ私カニ書ヲ渡ス。

とあって、松浦允任がこの「和睦次第」を引用したことがわかる。

嘉永六年（一八五三）に幕府が編纂の『通航一覧<sup>(34)</sup>』巻之二十五・朝鮮国部一・「修好始末」に、

◎ 日本主君家康公、島主義智及柳川調信に命して曰く、「日本朝鮮和交の事古来の道也。然るを、太閤一乱の後、其道絶しぬ。通好は互に両国の為也。先つ、対馬より内々書を遣し、尋ね試み、合点すへき意あらは、公儀よりの命と申すへし」とあるほかに、対馬より私かに書を渡す。

とあるのも、「方長老の記」のうちの「和睦次第」と同文である。

◎は、割注に「朝鮮講話書契<sup>(35)</sup>」とあり、これは「和睦次第」の序説をふくむ一部を収録したもので、つまり、「和睦次第」の孫引きということになる。◎と◎にはともに「慶長四年」はなく、◎の慶長四年説は松浦允任の独断であり、『通航一覧』説はそれを踏襲したにすぎない。

さて、『通航一覧』巻之二十五の慶長四年説も、よく知られている。

④ 慶長四年己亥年、亭<sub>祖父</sub>対馬守義智、從<sub>権現様</sub>蒙<sub>仰候者</sub>、「朝鮮者隣国に而、古より通交有来り候處、不慮之一乱に而通交相絶候事、不<sub>宜</sub>儀と被<sub>思</sub>召上<sub>候間</sub>、

対馬守以<sub>才</sub>覚<sub>和好可</sub>相整<sub>候</sub>。彼国、可<sub>致</sub>同心<sub>趣</sub>に候は、公命と可<sub>申</sub>候。同心無<sub>之</sub>若敵対之仕形有<sub>之</sub>候は、其儘に者難<sub>被</sub>差<sub>閤</sub><sup>(マ)</sup>候。被<sub>向</sub>御馬<sub>候間</sub>、其旨相心得候様」にと、被<sub>仰</sub>付<sub>被</sub>成<sub>下</sub>御暇<sub>、対州</sub><sup>(マ)</sup>罷下り候。

とある。

ところで、『中外経緯伝<sup>(36)</sup>』第六所収の「宗対馬守書状」に、

◎ 私祖父義智……慶長六年<sup>(37)</sup>丑年、初而差<sub>登</sub>於伏見<sub>権現様</sub>へ御目見得申上候節、被<sub>仰</sub>付<sub>者</sub>、「朝鮮者隣国にて、古来より通交仕来候之處、不慮之乱にて通用相絶候事、不<sub>宜</sub>被<sub>思</sub>召<sub>候</sub>。其方才覚を以、和交之儀、可<sub>相</sub>調<sub>候</sub>。彼国可<sub>致</sub>同心<sub>様</sub>子に候は、公儀之御差図與可<sub>申</sub>達<sub>候</sub>。若、敵対之仕形有<sub>之</sub>候者、其儘に者難<sub>差</sub>置<sub>候</sub>。御馬を被<sub>差</sub>向<sub>候間</sub>、其旨相心得様」、□被<sub>仰</sub>義智<sub>。対州</sub><sup>(マ)</sup>□下候而……。

七月廿八日 宗対馬守

とあって、この「宗対馬守書状」と◎の慶長4年説とが、同文であることが判明する。

「宗対馬守」とは、「私祖父<sup>よしとし</sup>義智」や「亭<sub>祖父</sub>対馬守義智」から、三代義真<sup>よしざね</sup>のことで、「宗対馬守書状」とは「義真書状」ということになる。

◎の割注に、「按するに、貞享宗対馬守書上<sup>(マ)</sup>、及び朝鮮記、これに同して慶長六年に係け、また、朝鮮物語に同七年とせしは、ともに誤りなり」とあるが、「貞享（一六八四～七）宗対馬守書状」も「義真書状」のことである。また、「朝鮮記<sup>(38)</sup>」は松浦允任の著書で、これに、

（対馬守義智）翌慶長六年<sup>辛</sup>年、伏見<sup>(マ)</sup>罷

(34) 『通航一覧』第一（国書刊行会、1912年）229頁。

(35) 『朝鮮講話書契』（愛知県刈谷市中央図書館所蔵）。

(36) 『改定 史籍集覽』第一一冊（臨川書店）245～246

頁。

(37) 『故事類苑』外交部、朝鮮二所収の「両足院朝鮮記 録 二」も、慶長六年とする。



登り初免手御目見の節、東照大君のたまへるは、「朝鮮ハ隣国ニテ古来 通交ありたる所に、不慮乃一乱にて相絶、よろしからざる事にあらずや。和公の儀、対馬守才覚を以て、弥相ととのふへき事尤もなり。」

とあり、つづいて、

彼国、違背のおよひ無礼乃仕形、これなるにおよひては、其まますておくれす。御馬差むけらるへき……

とあって、㊤と㊤と同文である。つまり、対馬守と家康との「御目見」は、慶長六年が最初である。

「慶長四年」説は、『宣祖実録』からも確認できない。宣祖三十二年七月辛酉条によれば、慶長四年七月、柳川調信は「豊臣調信」名で、釜山僉使宛に書簡を送った。このなかで、「吾邦太閤殿下薨矣。嗣子秀頼立」とするように、秀吉の死去と後継者・秀頼を伝えとともに、「合国事勢不滅于殿下在日。蓋是天朝人所見也」と、秀頼政権の安定性を強調したうえで、「自今以往、両国属和」を云々した。

慶長五年二月、柳川調信は「蔚山正兵・張番石等五十七名」の被虜人を送還するとき、「今之送還汝等、専為講話事」であるとしたが、これは、

四五月前更無回答、則待穀登熟七八月間当举大兵襲其不意。(宣祖三十三年二月丁酉条)

と、四五月の間に回答がなければ、穀物の実る七八月に「大兵」をもって不意を襲撃するといふ、脅迫を背景の「講話」要求であった。

四月に入ると、三月二十八日付「豊臣義智」書簡で、使者が「奉秀頼君命」したものであ

ることを強調し、

伏望、速差一使偃干戈。若其不然、干戈何時而止乎。今也本邦於貴国更無他望。只止乎、平和一事而已。蓋是以太閤遺命也。(宣祖三十三年四月丁亥条、戊子条)

と戦争状態が継続中であるとし、「平和一事」の「太閤遺命」を強調したのであった。

一方、家康については、正月二十七日付「豊臣行長・豊臣正成」書簡では、

是本邦源家康、奏秀頼君命对馬州太守豊臣義智送之。

とあり、三月二十八日付「豊臣調信」書簡に、内大臣源家康、蒙相国遺命補佐嗣君秀頼国治家齐、民亦富矣。

とあって、秀頼「補佐」役を強調するだけであった。そこには、家康の命令の執行者としての対馬はなかったのである。

家康の側から見ても、慶長四～五年の「講話先議説」を肯定する史料は見出せない。慶長五年四月一日、家康が上杉景勝に「上洛」を促すため、西笑承允を通じて景勝の家臣・直江兼統に送った書<sup>(38)</sup>に、

内府公一人、中納言殿上洛御待被成候事は、高麗へ御使者被遣候間、若降参不仕候者、来年歟来々年、御人数可被遣候。其御相談可被成候間、御入洛可然候。

と、「来年歟来々年、御人数可被遣候」とする「出兵」発言が存在し、直江兼統の四月十四日付返書にも、

高麗降参不申候へは、来年歟来々年は御人数(可被)遣と有之は、誠に可為虚説歟。一笑々々。

↘ (38)内閣文庫蔵『朝鮮記』、国立公文書館。

(39)中村栄孝著『日鮮関係史の研究』下、268頁・注②。

この往復書簡は、『関東軍記大成』(国史叢書)巻之五

にも掲載されており、兼統「返書」の( )は、これによった。

とあって、慶長四年どころか、五年の「講話先議説」など想定すらできない。

慶長五年といえば、宗義智は七月に家康側の伏見城攻略に参戦している。『寛政重修諸家譜<sup>(40)</sup>』巻第五百一・「宗・義智」に、

七月義智、毛利輝元、毛利秀包、嶋津義弘、秋月種長、松浦法印、五嶋玄雅等と共に、大坂城にいたる。是月、大坂の諸将ととも

に、伏見城をせむ。

とあり、つづいて、

九月、関原の役に、調信が男・景直、石田三成が軍にあり、敗走のとき、嶋津義弘にしたがひ遁れ帰る。

とある。新井白石は、『藩翰譜<sup>(41)</sup>』巻之十・上の「宗」において、

此の時、義智、大坂に馳せ上り、自ら兵を引き具し戦ひしと云ふは、誤れるにや。

とするが、すくなくとも、柳川調信一族が伏見城攻撃にも、「関ヶ原合戦」にも参戦したことは事実であり、対馬は家康の敵側であった。

ともかく西軍は敗北した。『義演准后日記<sup>(42)</sup>』慶長五年十月一日条に、

伝聞、石田治部少輔、小西撰津守、安国寺三人、洛中ヲ渡テ於六条川原首キル。三条橋ニ首梟。

とあるように、義智の義父・小西行長、石田三成、安国寺恵瓊の三人は、十月一日、洛中を引きまわされたあと、六条川原で首をはねられ、その首は三条橋にさらされた。風見鶏・宗義智は、行長の娘マリアを離縁した。

慶長八年、対馬への投降者である朴守永の書状（宣祖三十六年三月庚辰条）に、

太閤之子秀頼、今年四月以家康孫女結婚。伝位太閤之政。又曰、秀頼・家康招諸大将会議曰、対馬太守及調信以、委朝鮮講話之事。

とあるように、秀頼・家康共同招集の「諸大将会議」をでっち上げており、対馬はこの時期にいたっても、家康と秀頼の間で揺れ動き、二股をかけていた。

## 2 慶長十年の「探賊使」

慶長七年（一六〇二）にも二つの家康「発議説」がある。ひとつは、規伯玄方（方長老）の『方長老 朝鮮物語<sup>(43)</sup>』（以下、『朝鮮物語』）で、これに、

① 慶長七年任寅、宗対馬守義智江戸に伺候しける折節、家康公仰に曰、「太閤秀吉朝鮮征伐之後ハ、両国の交断絶せり。当代朝鮮に対して更に遺恨なし。彼方和議の望あらハ、御許容有へし。然れとも、此方より仰入らるへきにあらず。汝か心得にて、彼の国の内意を聞届、言上すへし」と云々。

とある。

もう一つは、新井白石の『殊号事略<sup>(44)</sup>』上に、  
② （慶長）七年、宗対馬守義智江戸に参勤す。神祖義智に謂て宣く、「太閤秀吉、朝鮮征伐の後ハ、両国交信断絶せり。彼国より使をして和睦の事を請ふにおいては、元のごとく通信をゆるすべし。志からずば、毎年我国の農民をして、彼国の米穀を刈取しむべし。此事を彼国に告て、其答を申べし」となり。

とあって、この二つは、宗義智の同一の「江戸

(40)『寛政重修諸家譜』第八（統群書類従完成会）。

(41)『藩翰譜』巻之十・上（『新井白石全集』第二、1906年）。

(42)『義演准后日記』二（史料纂集、統群書類従完成会）。

(43)「方長老 朝鮮物語」（『改定 史籍集覧』第十六冊、臨川書店）。

(44)『新井白石全集』第三、1906年。

参勤」に関する記事である。

注目すべき第一点は、「此方より仰入らるへきにあらす」とする家康の基本的姿勢である。この基本に立って、①では、朝鮮側に「和議の望あらハ」とし、②では、朝鮮側から「和睦の事を請ふにおいては」許容するというものであって、家康が朝鮮に「和議」を申しでたというものではけっしてない、ということである。

既述の②～④も、「先ツ対馬ヨリ内々書ヲ遣シ」とあり、慶長六年説の④～⑥にしても、対馬の「以才覚」とするものであって、家康から「仰入らるへきにあらす」とする基調に変化はない。

宣祖三十六年＝慶長八年（一六〇三）六月己亥条の礼曹宛宗義智書に、

両国和好之事、除義智外、別無受命人之旨、家康手押。

とし、同書で、「速差信使為和好之驗可也」と信使派遣を求めたが、「家康手押」なる存在は、「先ツ、対馬ヨリ内々書ヲ遣シ」や、「此方より仰入らるへきにあらす」を考えれば、対馬の正真正銘の創作にすぎない、と断定できる。

注目すべき第二点は、対馬の申し出を断れば、②のように、「我国の農民をして、彼国の米穀を刈取しむべし」と、家康が秀吉と同様の論理を展開した点である。これは、慶長五年の直江兼統宛書状の「出兵」発言の延長上に位置するもので、②～④の、「若、敵対之仕形有之候者、……御馬を被差向候」も孤立したものではなく、同一線上に把握できるもので、家康の「発議説」を過大に評価し、美化するのは間違いであることを示している。

ともかくも朝鮮政府は、宣祖三十七年＝慶長九年の七月か八月<sup>(45)</sup>、「偵探賊情」のため、惟政（松雲大師）と孫文彥を対馬に派遣した。使者派遣の原則的立場は、江戸には「初、無可往之義」とするものであった。しかし、「彼若、強脅勢不可已、雖不得往」とあるように、本土に行かなければならないとき、「能臨時察機、善為应变」（六月丁亥条）と、臨機应变に対処するというものであった。

『通航一覽』卷之二十七に、「宗対馬守義智、即老臣・柳川下野守を使者として、御旨を窺ひ、十二月、かの両使を率ゐて京に上り、御上洛を侍奉仕る」とあるように、対馬は家康に報告し、家康は惟政らを上洛させるよう命じた。「探賊使」一行は、十二月二十七日に京都に到着して本法寺に止宿し<sup>(46)</sup>、越年した。この「上洛」の背景には、「内府家康、方要修好於朝鮮」としつつ、「一向迫脅、俺等不獲已<sup>(47)</sup>」とする対馬の脅迫があった。

この「上洛」には、景轍玄蘇（蘇長老）と弟子の規伯玄方（方長老）が同道した。『朝鮮物語』によれば、対馬は家康に対し、

和睦の儀、御許容あるへきについて、江戸へ罷下り、朝鮮王添存らるゝの趣、御礼申へしと云。若し猶、滞る事あらハ、先帰るへしとの義なり。

と報告しており、『細川家記<sup>(48)</sup>』卷十三、忠興七に、

今度、幣使之来朝は、將軍宣下を賀し奉り……。御代々幣使と号し、隣使を呈し、隣好を結ひ可申旨に付而、將軍家御許容あり。

(45) 李啓煌著『文禄・慶長の役と東アジア』（臨川書店、1997年）269頁の注(44)。

(46) 『慶長日件録』（史料纂集、続群書類従完成会）慶長十年正月六日条に、「本法寺へ朝鮮人見物ニ行、見

物禁制之間、從門外帰畢」とある。

(47) 前掲書『文禄・慶長の役と東アジア』270頁の注(48)。

(48) 『大日本史料』第十二編之三（東京大学出版会）9頁。

とあるように、対馬は「探賊使」が「和睦」を請い、「滞る事あらハ、先帰るへし」とする発言まで造作し、「御許容」してくれた家康への「御礼」の使者であるとする虚偽の報告が前提として存在した。

家康と秀忠の二人は、十年二月、江戸から京都に向かった。『朝鮮物語』に、

家康公・秀忠公御上洛。兼て伊賀守(既旨)に仰付られ、「朝鮮の使者に、御上洛の行列を見物せしむべし」とのことに依て、松雲・録事等大津の追分まで罷出て拝し奉る。

とあるように、「大津の追分」で「御上洛の行列を見物」させた。まさしく、「服属の使者」として待遇したのであった。

『義演准后日記<sup>(49)</sup>』三月五日条に、「將軍へ高麗官人、礼ニ参」とあるように、家康は、伏見城で朝鮮使節と会見した。朝鮮使節との応接は、本多正信と西笑承兌があたった。『攷事撮要<sup>(50)</sup>』によれば、

致家康意曰、我於壬辰在関東。不曾于領兵事。朝鮮與我、実無讐怨。請與通和。

と、家康の伝言「請與通和」があったとする。

ところで、宣祖三十九年（一六〇六）。朝鮮では通信使派遣の可否が討議（四月癸卯条）されたが、惟政（松雲大師）と孫文或の派遣時、家康が「和事」について一言もなく、一字の書状もなかったということが問題になった。そこで、朴大根は、釜山滞在中の橋智正に対して、  
松雲・孫文或等往日本時、家康雖相見而一言不及於和事何也。家康実欲請和、則何無一字相及。而、只付於爾島

也。（四月乙卯条）

と、「一言不及於和事」であったと指摘し、家康が「講和」の立場なら、書状を朝鮮宛でなく、なぜ対馬宛なのかと質している。つまり、『攷事撮要』の「請與通和」の文言は、『宣祖実録』の基調に完全に抵触しており、認めることはできない。

秀忠は大津に残っていた。それは、『朝鮮物語』に、

本多佐渡守・兌長老、御使として松雲に対面、和義定て家康公仰に曰、「当年、天下を秀忠公に御譲りあるへし。朝鮮の使ハ、此度ハ伏見へ参り御礼申上へし。近年の内、急度まじと信使を渡し、秀忠公へ申上へし」と云々。と、家康の意向によるもので、『攷事撮要』の「講和」の記事とはまったく異なり、服属のセレモニーを指示したものであった。

秀忠は、三月二十一日に伏見に入った。そのときの様子について、豊国社の神宮寺別当・梵舜『舜旧記<sup>(51)</sup>』同日条に、

関東右大将殿御上洛。路次行(8)粧奇麗美々。京中町人御迎。其外貴賤見物。

とあり、その規模は『慶長日件録<sup>(52)</sup>』同日条に、「前後騎馬三千騎餘云々。東国諸大名、悉御供也」とあり、『鹿苑日録<sup>(53)</sup>』同日条に、「十萬御人数、野山亦人馬行声不知幾許」と描写している。

家康と秀忠の「上洛」は、家康の管理<sup>(54)</sup>で執り行された慶長九年八月の秀吉七回忌の「臨時祭礼祭」と、密接な連動性があった。「臨時祭礼祭」は豊臣時代の終結の告知として、「上洛」は秀忠への將軍移讓の天下宣布のセレモニーと

(49)『大日本史料』第十二編之三、7頁。

(50)注(29)、『朝鮮通航大紀』154頁。

(51)『舜旧記』二（史料叢集、統群書完成会）。

(52)『慶長日件録』（史料叢集）。

(53)注(8)、『鹿苑日録』第四卷。

(54)『舜旧記』慶長九年五月二日条、十九日条、六月四日条、八月四日条、十六日条。

してあった。その意味で「探賊使」の日本訪問は、このセレモニーの絶好の装飾物としてあったし、次なる手順として、秀忠への「御礼」を指令すべきステップとしてあった。

### 三 慶長十二年と元和三年の回答兼刷還使

#### 1 慶長十二年の回答兼刷還使の問題点

朝鮮政府は、宣祖三十九年=慶長十一年（一六〇六）五月、徳川家康からは「曾無<sub>レ</sub>一書<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>」り、対馬が「獨為<sub>レ</sub>往来<sub>レ</sub>伝語<sub>レ</sub>」している状況であるが、二つの条件、①：「破陵寝之賊」を捉えて送り、②：家康が先に「書契而送<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>」れば、「改<sub>レ</sub>講<sub>レ</sub>新好<sub>レ</sub>」（五月己卯条）とする基本方針を立てて回答を作成し、六月十六日、孫文或と朴大根が橘智正に交付（六月戊午条）した。

朴大根は橘智正に、

家康雖<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>致書<sub>レ</sub>必称<sub>レ</sub>日本国王<sub>レ</sub>而後、我  
国回書。亦称<sub>レ</sub>日本国王之号<sub>レ</sub>也。此一節、  
亦不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>無也」（六月癸亥条）

と、「日本国王号」の使用が、「先為致書」の必須条件と強調していた。しかし、宣祖は、

家康之書、犯陵之賊、必不<sub>レ</sub>来。設<sub>レ</sub>或来、  
偽而已矣。（七月辛未条）

と見ていた。

八月、「家康書契、已到<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>対馬島<sub>レ</sub>」（八月己未条）の知らせがあった。九月己卯条によれば、八月十七日、全継信と朴大根の二人が対馬に出発、十八日に橘智正にあった。智正は十九日に「内府書」を「日本国王書」と表現し、二十日朝になって、「内府書謄来草」、つまり「日本国王書（草案）」を見せた。これに対し、使者の

二人は「間或不遜、無<sub>レ</sub>縛送之語<sub>レ</sub>」とするとともに、「萬<sub>レ</sub>無遣使之理<sub>レ</sub>」と断言し、改書を要求した。

二十一日には、玄蘇が「家康書」=「日本国王書（正）」をもってきた。そこには「大書」してあり、「辞意、果如<sub>レ</sub>前日所<sub>レ</sub>示之草<sub>レ</sub>」くであった。つまり、対馬に「日本国王書」草案と正本の両方があった。全継信らは、「有<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>格例<sub>レ</sub>」とし、あらためて改書を要求した。二十二日、智正は改書を表明し、二十三日、家康への使者出発を通報してきた。この「内府書謄来草」や「家康書」は偽書であった。これを「家康先書」とする主張は否定<sup>(55)</sup>した。

さて十一月、「家康改書」が到着（十一月庚午条）した。しかし宣祖は、

①：「天朝年号」（明の年号）を使用していること。

②：「家康撰政云。而自称<sub>レ</sub>国王<sub>レ</sub>」していること。

③：「曾踏<sub>レ</sub>徳有隣<sub>レ</sub>図書<sub>レ</sub>。而今踏<sub>レ</sub>日本国王<sub>レ</sub>図書<sub>レ</sub>」と、「徳有隣」でなく「日本国王」印を使用していること。

の三点を指摘し、「皆偽字。今此書契、予以為必偽書也」と断定した。しかし、「彼既致<sub>レ</sub>書、在<sub>レ</sub>我不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>」（十二月戊子条）として、「回答兼刷還使」を派遣することにした。

「回答兼刷還使」一行は、宣祖四十年=慶長十二年（一六〇七）二月二十九日、対馬に到着、四月八日に大坂に上陸した。六月六日、江戸城で二代将軍・秀忠に「国書」を献上した。「先書」への返答として「奉複」とあったが、対馬はこれを「奉書」としたのをはじめ十二ヶ所を改竄し、六月六日当日、すり替えた<sup>(56)</sup>。

使節一行は、六月十一日に、「回答国書」を

(55)注(1)の拙稿。

(56)田代和生著『書き替えられた国書』（中公新書）36

~39頁。

受け取ったが、副使・慶暉の『海槎録<sup>(57)</sup>』六月十一日条によれば、その国書には、「印篆<sup>てん</sup>刻源秀忠印四字」とあって、「王字」がなかった。

これについて、慶暉は、

蓋日本之俗、無<sub>レ</sub>国王相伝之印。為<sub>レ</sub>関白<sub>一</sub>者、自刻<sub>レ</sub>其名<sub>一</sub>而用之云。

として、

以<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>觀<sub>レ</sub>之、則前日馬島称<sub>レ</sub>国王書契<sub>一</sub>、印文所<sub>レ</sub>刻日本国云者、是馬島偽造印信也。

と、「王字」のあった「馬島称<sub>レ</sub>国王書契<sub>一</sub>」は、「馬島偽造印信也」と断定した。また同条に、「玄蘇則欲<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>萬曆年号<sub>一</sub>。承兌則欲<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>日本年号<sub>一</sub>」とあり、起草者の西笑承兌は、答書に「日本年号」を使用しようとした。

使節一行は、六月二十日、駿府で本田正信の「礼曹宛答書」を受けとった。この答書は、十一日に江戸を先発した西笑承兌が寄贈し、家康の承認のもとで伝達したものである。「被虜人刷還」について、

有<sub>レ</sub>還郷之志<sub>一</sub>者、速可<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>帰計<sub>一</sub>之嚴命也。吾王愛<sub>レ</sub>遠人之心<sub>一</sub>尤深厚也。……古今、非<sub>レ</sub>仁政<sub>一</sub>其国不<sub>レ</sub>治。宜<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>敝邦寛宥之命意於殿下<sub>一</sub>也。

とあるように、「仁政」者・家康や秀忠の「寛宥之命意」を、「遠人」たる「殿下」に奏すべしとするものであった。

帰国後、この「吾王愛遠人之心」と、「宜奏敝邦寛宥之命意於殿下」の文言が、「其辱命之罪、極矣」であり、かつ「受<sub>レ</sub>侮不<sub>レ</sub>少<sub>一</sub>」であり、「辱国之罪、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>懲<sub>一</sub>」（『宣祖実録』四十年九月乙未条）であると問題となった。

『東照宮御実紀<sup>(58)</sup>』巻十に、

十二月五月、朝鮮国よりはじめて使を参らす。……遠を懐くるの御徳したひ奉るとぞ聞えし。

と、「遠を懐くるの御徳慕ひ奉る」ものとして表現されており、「遠人」の語は、徳川幕府の「服属の使者」思想の投影としてあった。これが、慶長十二年の回答兼刷還使があぶり出した徳川幕府側の思想であり、この思想は決して解消されることがなかった。

慶長十五年（一六一〇）十二月、本多正純の「大明国福建総督」宛書簡に、

日本国主源家康、一<sub>レ</sub>統<sub>レ</sub>閩<sub>一</sub>撫<sub>レ</sub>育<sub>レ</sub>諸島<sub>一</sub>。左<sub>レ</sub>右文武<sub>一</sub>經<sub>レ</sub>緯綱常<sub>一</sub>。……其化之所<sub>レ</sub>及、朝鮮入貢、琉球称<sub>レ</sub>臣……

（『羅山先生文集<sup>(59)</sup>』巻十二）

と、「其化之所<sub>レ</sub>及、朝鮮入貢」とある。

金地院崇伝の『異国日記<sup>(60)</sup>』（上）には、「其化之所<sub>レ</sub>及、朝鮮・琉球・安南……」とあるが、起草者・羅山の『朝鮮信使來貢記<sup>(61)</sup>』に、  
原<sup>たづねみるニ</sup>、夫朝鮮者自<sub>レ</sub>古為<sub>レ</sub>吾西蕃<sub>一</sub>。今及<sub>レ</sub>其來<sub>一</sub>而厚惠<sub>レ</sub>之。是亦柔<sub>レ</sub>遠人<sub>一</sub>。

とあって、この羅山の思想から見て、『羅山先生文集』の文言の方が正しい。書簡の割注に、「在<sub>レ</sub>駿府<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>台命<sub>一</sub>」とあり、承兌起草の「礼曹宛答書」と同じく、家康の指示で起草したものである。つまり、家康の思想である。

## 2 元和三年の回答兼刷還使と「王字」問題

元和三年（一六一七）正月、対馬は朝鮮政府に、偽造の「日本国王源秀忠奉書」（『光海君日記』九年五月癸巳条）を伝達した。それに対する「返書」を携えた回答兼刷還使は、八月二十

(57)『海行摠載』第二輯（民族文化推進会、ソウル）。

(58)『徳川実記』第一篇（新訂増補 国史大系、吉川弘文館）129頁。

(59)『羅山先生文集』（平安考古学、1918年）。

(60)辻善之助校訂『異国日記』二（『史苑』第一巻・第二号、立教大学史学会、1928年）。

(61)注(59)、『羅山先生文集』第二十二。

一日京都に着いた。

『孝亮<sup>たかすけ</sup>宿祢日次記<sup>(62)</sup>』二十五日条に、「朝鮮国人向<sub>レ</sub>伏見城、明日申<sub>レ</sub>御礼云々」とあり、『義演准后日記<sup>(63)</sup>』二十六日条には、「於<sub>レ</sub>伏見城御礼」とあるように、「服属の使者」として認識したものであった。対馬は、朝鮮国王書の「奉復」を「奉書<sup>(64)</sup>」と改竄した。

元和三年の回答兼刷還使は、京の伏見で国書交換を行なった唯一の使節であった。しかし、八月三十日の金地院崇伝起草の「秀忠返書」には、「王字」がなかった。使節側はこれについて、李石門の『扶桑録<sup>(65)</sup>』八月三十日条に、

朴大根……語曰、交隣文書、事体重大。若曰<sub>レ</sub>日本国源秀忠。則何敢與<sub>レ</sub>隣国之君<sub>レ</sub>抗礼乎。必、書<sub>レ</sub>王字<sub>レ</sub>然後可也。

とあるように、「日本国源秀忠」では「抗礼」でない<sub>レ</sub>と指摘し、「王字」を書くことを求めた。また、文中の「領納之領字」、「賀弊邦之賀字」、「旧盟之盟字」、「自愛之二字」の文言を問題にし、改訂を求めた。

『異国日記<sup>(66)</sup>』(上)によれば、九月三日、対馬家老・島川内匠が崇伝に書状を送り、このなかで、慶長十二年の承兌起草の「秀忠返書」が、「日本国王ト御書無<sub>レ</sub>之候て、只日本国源秀忠ハカリ御書被<sub>レ</sub>成」ていたが、「朝鮮ニテ殊外不審申候ハ、さてハ日本国ヲ皆々ハ御知行モ無<sub>レ</sub>之哉」と、疑問視されたことを指摘し、「日本国王」と書くことを求めた。

また、「朝鮮奉行之いミ名を、兌長老被<sub>レ</sub>遊候而、殊外朝鮮にてそ志り申候。兌長老も諱ヲ官位カトおしめし候て、御書被<sub>レ</sub>成候。朝鮮之儀ハ不案内御座候而被<sub>レ</sub>遊候間、御尤候」と、

承兌が朝鮮の奉行の諱を官位と間違っ<sub>レ</sub>て記したが、今回は除外することを求めた。

しかし、崇伝は、「王字」について、

王ノ字ハ、自<sub>レ</sub>古高麗ヘノ書ニ不<sub>レ</sub>書也。高麗ハ日本ヨリハ戎国ニアテ申候。日本ノ王與高麗ノ王ト、書ノトリヤリハ無<sub>レ</sub>之候。

と、「高麗ハ日本ヨリハ戎国」だから「王字」は書かないとした。そして九月四日、崇伝は秀忠に、「高麗ノ書ト、日本ノ返書」の「講釈」を行ない、「王ノ字不<sub>レ</sub>書事、並朝鮮人諱ヲ除候事、直ニ申上<sub>レ</sub>」げたところ、秀忠は「御機嫌能候」であった、という。

さて、『朝鮮物語』によれば、

此度、対馬守にての内談に、先年呂祐吉・慶運・丁好寛来朝の時、朝鮮よりの書簡にハ、朝鮮国王奉書日本国王殿下と記せり。御返簡にハ、日本国源秀忠と遊されて王の字なし。此断を一往不<sub>レ</sub>申帰国せるハ、三使の無念なりとて流罪せらる。是によりて此度の三使、甚た迷惑す。若又、先年の如く罪に行ハれハ、以来両国交通の障り共成へきかと各相談し、御返簡を披き王の字を加へ、流芳院果首座と云僧に、御返簡を書改させけるとなり。

と、対馬は「秀忠返書」に「王の字を加へ」て、改竄した。

寛永元年(一六二四)度の「回答兼刷還使」についても言及しておく。このときの「家光返書」は『異国日記<sup>(67)</sup>』によれば、十二月二十一日、崇伝がこのときも、「大御所様御前へ罷出、文段読上、講釈仕候」と秀忠に「講釈」した。その結果、「御意ニ入御機嫌能、將軍様へ御目

(62)(63)『大日本史料』第十二編之二七、884頁。

(64)注(32)、『朝鮮通交大紀』212頁。

(65)『海行摠載』第三輯。

(66)注(60)、『異国日記』(『史苑』第三卷・第四号、1930

年)。

(67)注(60)、『異国日記』(『史苑』第五卷・第四号、1931年)。

ニ可<sub>レ</sub>掛由、被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>退出」と、家光に「御目ニ可<sub>レ</sub>掛由」を承認されている。

翌二十二日、「於<sub>レ</sub>御前<sup>(家光)</sup>……読<sub>レ</sub>之。御機嫌不<sub>レ</sub>斜<sub>レ</sub>ずで清書に取りかかり、その日に「家光返書」が伝達された。しかし姜弘重の『東槎録<sup>(68)</sup>』二十二日条によれば、「家光返書」には、「不<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>王字<sub>レ</sub>」ばかりか、「余字納字」があり、「不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>駭驚<sub>レ</sub>」と改書を求めた。

『朝鮮物語』によれば、方長老の「此度の御返簡にハ、日本国王と遊ハされ可<sub>レ</sub>然候ハム」とする要望に対し、崇伝は、「王の字ハ如何なれハ、日本国主然るへし」とし、「王の字の事ハ、迎も御許容有ましけれハ、言上に及ハす」と、「日本国主」と改めた。

そこで対馬は、「先例、王の字を書加へたれハ、初てする事にもあらず。兎角、主の字の分にてハ、朝鮮の本意に合ふへからずとて、主の字の上の點を削て王の字となして」、「日本国王源家光奉復」（『東槎録』二十四日条）と、改竄した。

崇伝の「戎国」思想は、南北朝期の僧・玄恵の思想の延長線上にある。玄恵は、法隆寺蔵版『聖徳太子御憲法玄恵註抄<sup>(69)</sup>』において、聖徳太子の「十七条憲法」第四条を注釈して、「日本ヲ東夷ト申ス」とし、「南蛮ニハ虫ヲ従へ、西羌ニハ羊ヲ従へ、北狄ニハ犬ヲ従へタリ」とする一方で、「東夷」を、

東方ハ、君子国ナリトテ、獸ヲ従へズ。……  
日本人心モタケク、弓ノ力、餘国ニスグレタリ。故ニ、夷ノ字ヲバ名ヅケタル也。夷ハ弓ノ字ニ、大ノ字ヲ書入タル形ナリ。

と解釈し、弓箭の国・日本を「君子国」と断定した。この思想は、

我国ハ、粟散ノ小国ナリトイヘドモ、三韓ステニクヒ、カミヲトキテ帰住セリ。一ツハ、神国タル故。一ツハ、君子国ナル故也。とする結論に飛躍した。

玄恵の思想は、日本古典全書版『平家物語』付録の「延喜聖代」に、

東夷・西戎・南蛮・北狄、新羅・百濟・高麗・契丹までも、くみかみを解いて、恐をなし、筐物<sup>はこもの</sup>を捧げて仰ぎ奉り、草木も靡き、飛ぶ鳥も従ひ奉る。

とある「東夷・西戎・南蛮・北狄」観に土台し、解釈を発展させたものであった。

玄恵の弟子・北畠親房は、『神皇正統記<sup>(70)</sup>』第七代孝靈天皇で、

我国ニハ、神功皇后三韓ヲタヒラゲ給ヒシヨリ、異国ニ通ジ、……異国ニハ此国ヲバ東夷トス。此国ヨリハ又彼国ヲモ西蕃ト云ルガゴトシ。

と、玄恵の思想を踏襲し主張を展開した。崇伝の思想は、玄恵や親房の同じ思想系列にある。

以上、回答兼刷還使の時代の朝鮮と日本の関係は、対馬の偽造と改竄のシナリオで造作された虚構の関係であった。回答兼刷還使の時代は、仇礼でもなく、善隣でもなく、友好でもない時代、徳川幕府の服属史観、朝貢史観が明確な形で露出した時代であった。

「回答兼刷還使」の時代を明確に描写する必要がある。すくなくとも、「朝鮮通信使」の表記のなかに埋没させるのは、完全な誤りである。

(68)『海行摠載』第三輯。

(69)『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（森江書店、1940年）66

頁。

(70)日本古典文学大系『神皇正統記』。